

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より第232回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の仙波委員と正岡地区の渡部敏久委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、難波地区の荻山推進委員に御出席を願っています。 よろしくお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号の9件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。 令和5年2月26日～令和5年3月25日までに専決処理した案件は4条届出が7件、5条届出が16件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第3号を御報告いたします。 1番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 2番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 3番、本件は、強化促進法により、令和4年5月1日に設定された賃借権でござ

	います。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者へ売却するとしております。 離作補償は無いとしております。 4番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せてご覧ください。 1番、本件は書類不備により本人保留といたします。なお来月以降に基盤強化促進法による申請を行う予定でございます。 2番、譲受人は、農地約60アールを耕作する農家でございます。この度、小作地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 3番、譲受人は、農地約30アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

	4 番、譲受人は、農地約 65 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 5 番、6 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約 103 アールを耕作する農業適格法人でございます。この度、贈与により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 なお、5 番については、渡し人の持ち分である 10 分の 3 の権利を譲り受けるものでございます。 7 番、譲受人は、農地約 11 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 8 番、譲受人は、農地約 79 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 9 番、譲受人は、農地約 9 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 10 番、譲受人は、農地約 22 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 11 番、譲受人は、農地約 103 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 12 番、譲受人は、農地約 152 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 13 番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 14 番、15 番は関連案件でございますので、併せて御説明いたします。 14 番、譲受人は、農地約 351 アールを耕作する農家でございます。 15 番、譲受人は、農地約 189 アールを耕作する農家でございます。 この度、お互いの自作地を交換し、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 16 番、17 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得及び借受け、新たに農業経営を始めたいとしております。
--	--

	なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 18 番、譲受人は、農地約 246 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件が、13 番と、16 番 17 番の併用案件の 3 件であります。 13 番の案件は、所在地が浅海地区でありますので、渡部丈司推進委員から説明をお願いいたします。
渡部丈司推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、浅海地区の農地を譲り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	ありがとうございます。 次に、16 番 17 番の併用案件は、所在地が難波地区でありますので、荻山推進委員から説明をお願いいたします。
荻山民幸推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありました 16 番 17 番の併用案件について、申請人は 1 年間の農業技術研修を受け、この度、高齢で労力不足となった申請地を取得並びに賃貸借し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢や、今後の営農についても親族の協力を得られることなどからこれを了承いたしました。

寺井克之会長	なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件申請人は、農畜水産物の生産、加工などを業務とする法人でございます。この度、業務拡大に伴い、排水浄化施設の増設が必要となり、増設施設用地を確保したものの、接道が狭く、工事車両の安全な進入や回転ができないため、事故の発生が懸念されることから、当該法人が所有する農地の一部を工事車両及び資材搬入のために、仮設搬入路として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 なお、本件は、6カ月の転用期間終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。 2番、本件は、次の第6号議案4番の5条許可申請で農業従事者用トイレの建築に伴う建築接道及び排水路用地の併用案件でございますので、一括して御説明いたします。 本件申請人は、市内中野町で農地約30アールを耕作し、障がい者福祉サービス事

	業として、花卉栽培及び販売事業等を行っている社会福祉法人でございます。この度、利用者が使用するトイレが作業場から離れているため、作業に支障をきたしていることから、申請地に農業従事者用トイレを建築し、通路及び排水用地を確保したいとしております。 本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は、耕作に必要不可欠な農業用施設であり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 また優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で事務局からの説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、2 番と議案第 6 号の 4 番は優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第 6 号「農地法第 5 条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

寺井克之会長	本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。 2 番、本件受人は、農地約 30 アールを耕作する兼業農家でございます。 議案書記載の内容にて農家住宅・農業用倉庫を建築したいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。 3 番、本件受人は、土木工事、水道施設工事、給排水設備工事業等を主な業務とする法人でございます。現在賃借している駐車場・資材置場が手狭で業務に支障をきたしていたところ、地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、各種重機・業務用車両の露天駐車場及び残土・碎石・管材類等の露天資材置場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。 なお、本件は申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 4 番、本件は、先程承認いただきました 4 条許可申請 2 番の併用案件でございます。 5 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。 第 1 種農地ではございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 また、優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 以上でございます。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 3 番の案件は、1,000 平米を超える案件で、所在地が浮穴地区でありますので、
---------------	--

阿 部 和 孝 委 員	阿部委員から説明をお願いいたします。 それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、配管工事業を営む法人でございます。近年は売上も好調で、さらなる事業拡大を図っておりますが、これに伴い車両・搬入資材が増え、現在借り受けている駐車場・資材置場では手狭で車両の出入りなどで周辺住民や通行人にまで危険が及び恐れがあります。 そこで早急に駐車場・資材置場を確保したいと考えていたところ、本申請地を譲渡してもよいとの話があったことから、本申請に及んだものであります。 転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから地元としては了承いたしました。 本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	ありがとうございます。 事務局並びに、地元委員の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、5番は優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第7号、「令和5年度 第1号農用地利用集積計画」について議題とします。 事務局から説明をお願いいたします。

住 田 英 俊 主 幹	それでは、御説明いたします。 本日の案件 59 件のうち、使用貸借権の設定は 79 筆、賃借権が 57 筆、所有権移転が 15 筆で、設定総面積は 13 万 724.03 平方メートルです。 その内訳は、新規が 5 筆、更新が 111 筆、再設定が 20 筆、売買が 13 筆、贈与が 2 筆となっています。 番号 5 の譲受人は、約 334 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 35 の譲受人は、約 629 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 43 の譲受人は、約 87 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 52 の譲受人は、約 90 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 53 の譲受人は、約 126 アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 54 の譲受人は、約 61 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 55 の譲受人は、約 72 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 56 の譲受人は、約 170 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 57 の譲受人は、約 150 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 58 の譲受人は、約 66 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 59 の譲受人は、約 95 アールを耕作する農業者で、畑を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和 5 年 4 月 17 日となっております。 以上でございます。
-------------	---

	御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第8号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、御報告いたします。 令和5年2月26日～令和5年3月25日までに専決処理した案件は32件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号、「令和5年度 最適化活動の目標設定等（案）について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 国は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に係る新年度の目標を4月末までに報告することとしておりますことから、「令和5年度 最適化活動の目標の設定等（案）」について、本総会でお諮りするものです。 49ページにあります1番の農業委員会の状況については割愛させていただき、次の50ページをご覧ください。 「2番の最適化活動の目標」ですが、「1の最適化活動の成果目標の（1）の農地の集積の②の目標」については、松山市農業委員会の「農地等の利用最適化の推進に関する指針」に基づき、「今年度の新規集積面積」を49ヘクタールとし、「今年度末までに1,975ヘクタールの集積」を図り、「集積率」37.2パーセントを目標とします。 次に、その下の「（2）遊休農地の解消」については、②の目標として、「ア、既存遊休農地の解消」の表にあります「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地」6ヘクタールに対し、その下の「緑区分の遊休農地の解消目標面積」として1ヘクタールを目標とし、一番下になりますが「イ、新規発生遊休農地の解消」については、1ヘクタールを目標とします。 次に51ページをご覧ください。「（3）新規参入の促進」については、②の目標で、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を1.8ヘクタールとし、次の「2の最適化活動の活動目標」の「（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、1人当たりの活動日数を昨年度と同様に毎月8日とします。その下の「（2）活動強化月間の設定目標」の回数は1回とし、8月～10月までの3か月間を強化月間として「遊休農地の解消」に取り組み、利用状況調査の実施及び農地所有者への声掛けなどを行います。 その下の「（3）新規参入相談会への参加目標」は、地区審査などで、年間を通して新規就農者への相談を行うなどとし、参加回数を1回とします。

寺井克之会長	以上が、令和５年度の最適化活動の全体目標となります また、各地区にける委員一人一人の成果目標についてお示した「令和５年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」シートについては、５月２９日（月）に開催を予定しております全体総会にて、お渡しし、改めて御説明させていただく予定です。 説明は以上となります。 以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案９件の審議は、全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いいたします。
住田英俊主幹	昨年５月に一部法改正のありました、農業基盤整備促進法が先日の４月１日に施行されましたことから、今後の利用権設定の取り扱いについて農水振興課から説明がございます。
大野孝二副主幹	松山市農水振興課の大野と申します。よろしく願いいたします。 私からは、農業経営基盤強化促進法、いわゆる基盤法に基づく利用権設定について、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。 まず、資料の１、従来の取り扱いと問題点についてですが、これまでの基盤法に基づく農用地の利用権設定では、要件として農地法第３条の許可基準である３反の下限面積を準用してきましたが、農地法の改正に伴い、下限面積が撤廃されたことで、面積を要件とすることができなくなりました。

そこで、基盤法に基づく利用権設定を行う場合に、改めて基準を定める必要があります。

資料の2をご覧ください。基盤法で定められた利用権設定の要件を記載していますが、その中では、(1)になりますが、基盤法に基づく利用権設定の際に必要な農用地利用集積計画の内容が市町村の基本構想に適合することとされています。

次に3になりますが、2で御説明しました「松山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、基盤法に基づく利用権の設定等を受ける者の要件として、下記のア～ウに掲げる要件をすべて備えることと定められています。

そこで4になりますが、令和5年4月1日以降の基盤法に基づく利用権設定については、市町村等が経営改善に取り組む農業者の農業経営改善計画を認定する認定農業者制度や経営改善を計画的に進める農業者に対して農用地の利用の集積を行う利用権設定等促進事業を設け、いわゆる農業の担い手の方の効率的かつ安定的な農業経営を育成するための措置を総合的に講ずることとしている基盤法の趣旨や、先ほど御説明しました、基盤法や基本構想に定められた利用権設定の要件を踏まえ、申請者が農業の担い手であるかどうかを基準に判断するものとします。

具体的には裏面になりますが、表の1～4に記載されたいずれかの経営体を対象とします。

1つ目が認定農業者、2つ目が認定新規就農者、3つ目が認定農業者の認定期限を迎え、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持または拡大している基本構想水準到達者、4つ目が集落営農組織になります。

最後に、5になりますが、改正法の附則では令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間に限り、基盤法に基づく利用権設定について経過措置が設けられており、この間は先ほどの4つのいずれかに該当する経営体であれば、基盤法に基づく利用権設定が可能です。

ただし、改正法に定められた地域計画が策定された地区では、経過措置の適用がなくなりますので、その場合は、農地法による許可、もしくは地域計画の目標地図に位置付けられた受け手が、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画を定める場合に利用権設定ができることになります。

以上で基盤法に基づく利用権設定の説明を終わります。

住 田 英 俊 主 幹	農水から説明がありましたが、何か御質問はありませんか？ なければ、私から1点聞きたいことが。 3条の下限面積がなくなったことで、まずは新規就農の方が3条で始めて、面積は大小あると思いますが、次に利用権設定で農地の権利を取得したい、貸し借りしたい場合は、担い手の要件として、認定農業者でないとか、1～4番までの要件を満たしているかどうかの判断について、農水振興課に対して、この方が担い手であるかどうか御相談させていただいたので構わないですよ。
大野孝二副主幹	そうですね。また話し合いをしながら、色々なパターンが出てくると思いますが、協議させていただいた上で判断をさせていただけたらと思います。
住 田 英 俊 主 幹	わかりました。担い手の判断については、農水振興課の方で借りられるか借りられないかは判断していただくということで。 今までは、3反という要件があったので、農業委員会としても、ちょっとこれは無理ですよと、新規就農じゃない方に、今まで2反持っていた、次にやる場合は3反超えしたら利用権設定ができるという話でしたが、そういうことがなくなったということで。 あくまでも、担い手かどうかの判断は、農水振興課の方でしていただけるということなので、その点よろしくお願いします。 次に、事務局から連絡事項がございます。 先般4月1日から農業委員等の改選に伴う受付が始まりました。 つきましては、4月中旬以降に応募状況をホームページにて中間公表を行います。皆様には、応募状況を少しでも早くお伝えできたらと思いますので、推薦書等、早めの御提出をお願いできたらと思います。 次に、封筒の中に入れております、紫色の「令和5年度の農業委員会活動記録セット」ですが、昨年と同様に日々の活動に御活用ください。 なお、毎月御提出いただく「活動記録簿」ですが、4月からは以前お配りしております新様式、活動月と皆様のお名前を記載しておりますこちらの様式にて、4月～7月まで、活動日数が必ず8日以上になるように日付と丸を記入するとともに、

	備考欄に活動内容を記載し、返信封筒にて毎月の提出をいただきますよう、この点を守っていただきますようお願いいたします。 次に、先ほど少し触れましたが、5月29日月曜日の午後から全体総会を開催する予定です。開催日が近づきましたら改めて皆様に御案内させていただきます。 それでは、次回の総会の日程についてですが、来月の第233回総会は、5月10日水曜日の午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定です。よろしくお願いいたします。 連絡事項は、以上となります。
寺井克之会長	以上をもちまして、 本日の第232回総会を閉会します。
渡部純三局長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時7分閉会